

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第 33 号

(所 管) 学校管理部 学校給食課

件 名	堺市学校給食センター条例施行規則の制定について
提 案 理 由	堺市学校給食センター条例第4条の規定に基づき、堺市学校給食センターの管理及び運営について必要な事項を定めることとし、本規則を制定するため、本件を上程するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1. 制定の趣旨及び内容 堺市学校給食センター条例第4条の規定に基づき、堺市学校給食センターの管理及び運営について、次の事項等を規定の内容とする本規則を制定するものである。 (1) 管轄学校に関する事項 2. 施行期日 堺市学校給食センター条例の施行日から施行するものである。
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済みである。）

議案第 33 号

堺市学校給食センター条例施行規則の制定について

堺市学校給食センター条例施行規則について、次のとおり制定する。

令和 6 年 10 月 7 日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市学校給食センター条例（令和6年条例第40号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、堺市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

(管轄学校)

第2条 条例第2条の給食センターが管轄する学校は、次のとおりとする。

名称	管轄学校
堺市第1学校 給食センター	月州中学校、浅香山中学校、殿馬場中学校、三国丘中学校、大浜中学校、陵西中学校、旭中学校、東百舌鳥中学校、八田荘中学校、深井中学校、深井中央中学校、日置荘中学校、南八下中学校、浜寺中学校、上野芝中学校、鳳中学校、津久野中学校、浜寺南中学校、金岡北中学校、八下中学校、陵南中学校、長尾中学校、金岡南中学校、五箇荘中学校、中百舌鳥中学校、大泉中学校、美原中学校、美原西中学校、さつき野中学校
堺市第2学校 給食センター	泉ヶ丘東中学校、平井中学校、登美丘中学校、野田中学校、福泉中学校、福泉南中学校、宮山台中学校、若松台中学校、三原台中学校、晴美台中学校、原山台中学校、庭代台中学校、赤坂台中学校、美木多中学校

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行日から施行する。

堺市学校給食センター条例

(設置)

第1条 堺市立中学校において実施する学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。）の調理、配送その他必要な業務を一括して処理するため、堺市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
堺市第1学校給食センター	堺市中区八田西町1丁
堺市第2学校給食センター	堺市南区桃山台1丁

(職員)

第3条 給食センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

堺市学校給食センター条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

堺市立中学校において実施する学校給食の調理、配送その他必要な業務を一括して処理するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、堺市学校給食センターを設置することとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 設置に関する事項
- (2) 名称及び位置に関する事項
- (3) 職員に関する事項

2 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行するものであること。